

第三者評価結果 公表シート

(このシートに書かれている内容は、そのまま富山県福祉情報システムにおいて公表されます。)

事業所名	富山市立柳町保育所
第三者評価機関名	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
評価実施期間	令和 4 年 5 月 30 日(契約日)～ 令和 5 年 3 月 10 日(評価結果確定日)
過去受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

1. 概評

◇ 特に評価の高い点

【特色ある地域環境の中で育まれる子どもと保育所】

神社の境内に保育所が位置し、目の前に荘厳な社殿が見える。「春祭り」「秋祭り」等が開催され、お神輿が出る祭りを子どもたちは楽しみにしている。保育所には、子どもたちの作成したお神輿があり、地域の由緒ある行事に参加している。また宮司さんのお話を聞く機会があり、歴史的な神社に親しみを感じることが生活の一部となっている。

近くにお寺があり、「花まつり」には子どもたちが白い象が描かれたものを引き、地域の人たちとの交流が図られている。

近隣の高齢者施設とは子どもたちと手紙の交流を年6回実施し、喜ばれている。地域だよりとして年4回「やなぎっこだより」を200部地域に配布・回覧し、保育所を理解してもらうために努力している。地域における社会資源を利用し、社会体験の機会の機会を提供しながら子どもたちの社会性を育てている。

【子ども一人ひとりに配慮した保育の提供】

特別な配慮を必要とする子ども、食物アレルギーの子ども等、様々な状況にある子どもの養護と教育を一体とした保育を実施している。全職員で配慮すべき事を職場会議等で話し合い、共通理解をしている。日常的に、子どもたちに配慮事項や支援等を知らせ、子ども同士が支え合う関係や、思いやりの心を育むための援助を大切にした保育の提供がなされている。

◇ 改善を求められる点

【危機管理の対策と整備に向けて】

園庭が神社と児童公園との敷地共有という立地条件上、地域の方だけでなく、神社の参拝者や公園の利用者も自由に子どもたちと触れ合える環境となっている。様々な人との交流を図ることができる反面、不審者対応という側面から見ると、出入り自由な園庭での子どもたちの安全管理をどうするのが問われている。保育所としては、職員が交番の講習を受け防犯意識を高める等、安全管理に向けて努力をしているが、保護者にも安心・安全な保育所と認識してもらうための工夫が望まれる。

【利用者満足の向上に向けての工夫】

利用者満足に向けてアンケートを実施したり、「意見・要望等の受付書」を常時設置したりする等、保護者の意見を積極的に聞く体制を整え、把握に努めている。保護者の意見や要望等について保育所として迅速に対応しているが、より保護者の理解や満足度を向上させるための取組の工夫が望まれる。特に、災害や感染症、危機安全管理面での体制について、保護者の意見を反映させた対応策を発信し、保護者とともに体制を作っていく姿勢を示すことで、保護者の満足や理解を得ることに期待したい。また、保護者の意見や要望等から課題を把握し、保育所全体で共通理解を図り、改善に向けて実施し、保育の質の向上につなげることを期待する。

3. 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

「子どもの思いを感じてみよう！知ってみよう！」をテーマに、主体的に遊べる環境や保育士の関わり、園内公開保育を通して、話し合いや実践を重ねてきました。職員間で語り合い、学び合うことで気づきが増え、改善への取り組みとなりました。また、自己評価や人権擁護チェックリストの結果からも課題が見え、よりよい保育への意識が高まりました。今回の受審から、職員一人一人が保育を振り返り子ども理解を深めたことで、園全体で子どもの姿を温かく見守る保育や支援となり、全職員の保育力が向上したことに繋がりました。

評価して頂いた地域との交流では、今後も社会体験の機会を大切に、保育所への理解をして頂くために情報を発信しながら、地域の社会資源となる保育所を目指していきます。また、改善すべき点については、保護者の意見や要望等から課題を把握してよりよい保育サービスが提供できるよう尽力し、保育の質の向上に努めたいと思います。

最後に、今回の第三者評価受審に際し、ご尽力をいただいた評価機関の皆様、ご多忙にも関わらず、利用者アンケートにご協力いただいた保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・㊦・c
＜コメント＞ 『富山市基本理念』に基づき保育理念が掲げられている。年度初めに全職員で話し合い、職員の願い、保護者アンケート（前年度 3 月）から保護者の願い、子どもたちの願い等を含め見直し、作成している。キャッチフレーズ等は、職員及び子どもたちにも参加してもらい策定している。保護者には、入所時に「重要事項説明書」で説明したり、「保育理念」「保育方針」「保育目標」は、図式化し玄関掲示、お知らせ配信等で周知したりしている。地区センター、近隣の神社、お寺、自治振興会長、小学校等に年 4 回地域だよりとして「やなぎっこだより」を配布している。また地域へは 200 部程度、地区センターから配布・回覧してもらい周知を図っている。年度初めの地域だよりには「単年度事業計画」を添付している。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に対応している。		
②	Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・㊦・c
＜コメント＞ 富山市では『子ども・子育て支援法』に基づき、一人ひとりが健やかに育つよう良質かつ安心安全な保育を提供するため『第 2 期富山市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、その中に分析及び取組・方策が示されている。全国保育協議会の情報や『保育の友』『保育士会だより』等、資料での情報を職員に回覧し、動向の把握に努めている。 毎年『保育所要覧』を作成して、入所児童の校区内外（15 校区）の利用、家族状況の把握に努めている。また、地域の会合に参加し、地域の福祉計画や保育に求めるニーズ等の把握に努めているが、より積極的に地域のニーズが把握できるようにアンケート等の計画をしている。		
③	Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・㊦・c

＜コメント＞

公営のため、設置主体である富山市において基準を満たした人員配置と利用者の決定が行われている。毎年『保育所要覧』の調査協力を行い、組織体制や利用者及び待機児童状況、人材育成や勤務状況（超過勤務含む）、財務状況等の動向を把握するように努めている。この保育所では、保育内容や職員体制、設備の問題点、人材育成について現状を把握し、職場会議やミーティング等で話し合い、改善できるように取組んでいる。また、働き方改革表を作成し（２週間分の予定を付箋で貼付している）全職員で把握して改善に努めている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞ 中・長期事業計画は『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』『富山市教育・保育方針』に基づき、令和2年度～6年度における「柳町保育所 中長期事業計画5か年継続計画」を策定している。年度初めに「保育運営」「人材育成」「危機安全管理」「地域の保育所」等について職員で具体施策を話し合い、改善点に向けて取組んでいる。 今後、課題や問題点の解決・改善に向けて具体的な成果目標等を設置した内容の策定を期待したい。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞ 「柳町保育所中長期事業計画」に基づき「令和4年度 柳町保育所単年度事業計画」を策定している。全職員で昨年度末のアンケートから保護者のニーズの把握に努め、「単年度事業計画」を見直し作成している。「保育運営」「人材育成」「危機安全管理」「地域の保育所」の4項目の視点や具体的な施策を明記し、職員、保護者、地域に配布し周知を図っている。 また「目指す保育所像」「目指す（保護者が願う）こども像」「目指す職員像」等も別紙に記載されている。保育所テーマとして「わくわく！わっしょい！やなぎっこ！」も明記され、分かりやすく簡潔な「単年度事業計画」となっている。地域の保育所として地域への発信につなげていく計画となっている。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞ 事業計画は前年度の反省を踏まえ職員で協議し策定している。年度初めに、どのような保育所を目指していきたいかを職員で話し合い、計画に反映させている。事業計画ごとの実施状況の把握や評価・見直しは、職場会議で話し合い、意見の集約や反映に努めながら次年度につなげるようにしている。職員への周知や理解は計画達成に欠かすことができないものであり、継続的に職場会議等で案件として取り上げ、十分に理解できるような体制づくりに期待		

したい。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント> 「令和4年度 単年度事業計画」として「保育理念」「保育方針」「保育目標」「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の保育所」「園内研修」「年齢別保育目標」「目指す保育所像」「保護者が目指す子ども像」「目指す職員像」「職員の目標」等の項目と、保育所テーマも明記された資料を保護者に配信している。また、玄関掲示、保育所だよりやクラスだより、お知らせ等で保育のねらいが分かるように工夫している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<コメント> 自園研修「子どもの思いを感じてみよう！知ってみよう！」をテーマに、事例から保育指針に沿った保育となっているかPDCAサイクルを継続して研修を行っている。保育の公開をクラスごとに行い、子どもの姿、子どもへの関わり、環境等保育内容について全職員が参加し、感じたことや評価などを記入し、課題を探り改善に努めている。 保育の質の向上に向けた自己評価を全職員で実施し、評価・課題等の改善点を話し合い共有している。 PDCAサイクルでの研修や保育について、課題や問題点を指導計画等に記載し、より充実した取組を期待したい。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<コメント> 今年度の「自己評価」の結果を集計・分析し、問題点を文書化し課題の明確化を図っている。職場会議、年齢別会議、クラスミーティング等で分析結果・問題点の共有化が図られ、解決・改善に向けて見直しを行っている。今後、課題や改善内容に加えて、達成期間等を明確に定め、「事業計画」や「中長期事業計画」等に段階的に取組み、見直しのサイクルが恒常的な取組として定着・機能していくことを期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<コメント> 年度初めに、所長の具体的な役割と責任を職務分担表に明記し、全職員に説明・周知を図っている。また、所長は富山市の『教育・保育方針』と、この保育所の「保育方針」等を全職員に伝え理解を図っている。所長不在時の対応は副所長に一任し、副所長に報告・連絡・相談が確実に実施されるよう職員に周知を図り、副所長は速やかに所長に報告する等の連絡体制を整え対応している。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 富山市主催の所長会議等において指導を受け、個人情報及び守秘義務等について全職員に周知、徹底を図っている。『富山市個人情報保護条例』を回覧し、公務員倫理の所内研修を行い公務員として遵守することを確認している。また『全国保育士会倫理綱領』の内容を全職員に伝え、倫理観に基づいた正しい理解を深めるように努めている。 職務上知り得た個人情報について、外部に持ち出したり口外したりしないように日頃から声をかけている。個人情報に関する文書等は、職員室の鍵のかかる棚に保管し、利用する場合は「個人情報持ち出し表」に記入している。返却時は所長、副所長が印を押し確認している。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<コメント> 自園研修では、子どもの気持ちを読み取った関わりの事例の検討や、絵本の読み聞かせの実践等、職員が学びたいことや職員の意見を十分に取り入れ、研修を進めている。一人ひとりに丁寧に関わり、子どもの声を傾聴していく過程で保育内容の見直しや課題を明らかにし、改善に向け職員全体に指導力を発揮している。職員の研修参加においては『職員研修受講履歴表』の活用や『職員研修方針』を基に年齢や経験に応じて職員の意向も尊重しながら、積極的な参加を促すように努めている。 富山市から『全国保育士会第34期主任保育士・主幹教諭特別講座』に職員が受講しており、受講した内容を当保育所で実践研究に取入れ、保育の質の向上に役立てている。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<コメント> 公設管理体制のため、経営状況や財務分析については保育所単位で行われていない。働き方改革として、3歳以上児、3歳未満児クラスで職員の業務内容を記載、可視化することで進		

捗状況を把握している。1日の保育体制を把握し、適切に職員配置を行っている。「やって欲しいことノート」を活用し、余裕のある職員が手伝う等の協力体制をとり、業務の円滑化を図っている。また、業務への助言や指導を通して仕事の効率化を促し、働き方改革が意識づくようにしている。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<コメント> 富山市へ在所人数を報告、連携しながら適切な人員配置及び育成と定着に努めている。正規職員の人材確保については、富山市が策定した『富山市子ども・子育て支援事業計画』に基づき見通しをたてながら、入所児童数を見据え職員の採用計画を行っている。 人員の不足等が生じる時は、市担当課と連絡を取り合い、必要な人員確保に努めている。 『富山市職員採用案内2022』として具体的な内容が紹介された『保育士採用案内』を市担当課が作成し、県内のみならず隣接した都道府県保育士養成校等に呼びかけている。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<コメント> 富山市が策定する『人事異動調査・事業計画・勤務評定・自己申告』等、定期的に実施し、所長が中心となり、事業評価に対して各自の業務・保育目標のモニタリングを実施する等、客観性、公平性、透明性をもった人事管理を組織的に行っている。また、処遇においても昇任・昇格基準が明確になっており、目標を持って就業できる環境がある。職員には『富山市教育・保育指針』に明文化されている『望まれる職員像』についても周知されている。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・ b ・c
<コメント> 職員は月末に翌月の年次休暇や特別休暇等を所長へ申請し、所長が承認している。超過勤務時間を把握し、計画的に年次休暇が取得できるようにしている。富山市では、毎週水曜日は『さわやかナイスデー（ノー残業デー）』、月末の金曜日を『さわやかフライデー（ノー残業デー）』として推奨しており、職員には定時の帰宅を促している。職員の心身の健康を確保するため『ストレスチェックシート』を年1回実施し、必要があれば富山市庁舎内の『こころの健康相談室』で臨床心理士に相談できるようになっている。常に職員の心身の健康状態を把握し、気になる職員には声をかけ、相談しやすい雰囲気づくりに配慮している。 勤務時間内に業務を終えることができるように保育業務の合間に書類を書いたり、装飾等は再利用したりする等仕事の簡素化を図り、働きやすい職場作りに取組んでいる。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		

17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 正規職員は半期ごと、会計年度任用職員は年度初めに、個人の明確な目標を設定し達成度を自己評価し、所長と個別面談をしている。目標の設定は、一人ひとりの考え方や業務についての意識等を聞き、支持的・援助的な姿勢で適切に助言を行っている。 「柳町保育所 単年度事業計画」に「目指す保育士像」が明記されており、保育所の理念や基本方針、保育目標を踏まえ、実現を目指す職員像の設定となっている。 期末面談では、目標達成の確認をし、職員一人ひとりの頑張り、成果を認め評価している。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<コメント> 運営主体である富山市が作成している、保育関連分野において分類された教育・保育に関する研修計画の基本方針には『望まれる職員像』が明記されている。「柳町保育所 単年度事業計画」に明記されている「目指す職員像」の項目の一つに「専門性を高めるために自己研鑽を行う職員」と書かれている。市担当課の研修計画に基づいた研修や、県内外の各種団体の研修に参加している。自園研修は「子どもの思いを感じてみよう！知ってみよう！～子どもの気持ちや保育士の関わり、遊びの環境設定を考えよう～」をテーマに月2回実施している。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<コメント> 富山市では『富山市保育所職員研修受講履歴書』を作成しており、5年間の研修履歴を把握している。市担当課や教員研修所が実施する研修は、職種、階層、テーマ等に分かれており、職員の希望や該当する研修に参加している。キャリアアップや各種団体主催の研修案内を回覧し、希望も取り入れ参加できるようにしており、業務に必要な研修は、所長が参加を奨励している。研修参加後は「研修受講報告書」に記載し、全職員に回覧し、周知している。所長の具体的なコメントは、報告書をコピーしたものに記載し本人に渡している。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<コメント> 富山市が策定している『実習生受け入れマニュアル及び年間実習計画』に沿って副所長が窓口となり対応している。保育士、幼稚園教諭養成課程を履修している学生や、看護学生、『14歳の挑戦』の中学生等を受け入れている。受け入れにあたっては「実習のしおり」を作成し、持ち物や注意事項等を詳細に説明している。保護者には、個人情報に配慮しながら実習生のプロフィール等をお便り、玄関掲示等で知らせている。福祉の人材を育成すること、また、保育に関わる専門職の研修・育成への協力は保育所の社会的責務であることから、期間等を保護者に知らせ、保育所の姿勢を明確にしていくことに期待したい。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<コメント> 富山市ホームページで基本情報、保育方針や保育目標、第三者評価結果について掲載している。富山市が予算及び決算等、財務情報を公開しているが、保育所単位での情報公開は行われていない。保護者には、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公表等、保育の質の向上に関わる取組を「保育所だより」や玄関掲示等で知らせている。保護者には第三者評価受審を知らせ、受審後評価結果はウェブ上で公表されることを知らせている。地域には年4回200部「やなぎっこだより」を発行・回覧し、保育所の活動や取組を知らせている。地域の団体の会合に参加しているが、より広く交流することを課題として掲げ、ニーズ等を把握するためのアンケートも計画している。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<コメント> 保育所単位で必要な備品及び消耗品等購入するための予算が、年度単位で4月に富山市より配当される。それらの扱いについては、職場会議等で要望や意向を確認・検討しながら収支計画を作成し、所長、副所長がマニュアルに基づき適切に出納管理している。監査については、富山市監査委員事務局により定期的実施されている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 地域との連携及び交流については「令和4年度中長期事業計画」「令和4年度単年度事業計画」「全体的な計画」の中に明記し「柳町保育所地域連携図」を作成している。保育所に隣接する神社やお寺、老人福祉施設との交流や、ボランティアによる読み聞かせやリトミック等を行っている。また、公民館主催の文化祭に子どもたちの作品を展示している。地域に向けて、保育所の「令和4年度単年度事業計画」（理念や方針・目指す保育所像・職員像・子ども像を明記したもの）を回覧して、子どもや保育所運営等の理解に努めている。今後も、子どもと地域との交流を広げる取組を期待したい。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c
<コメント> 市担当課が作成した『ボランティア受け入れマニュアル』に基づいて受け入れの基本姿勢を明文化している。『富山市シニア保育サポーター事業実施要項』が明文化され職員にも周知		

している。『14歳の挑戦』、キャリア教育事業、学校教諭の見学等の受け入れを行っている。キャリア教育事業では、中学校に所長が出向き、1年生を対象に保育に関する話をし、『14歳の挑戦』への心構えや期待につなげる予定である。現在、シニア保育サポーターの参加が無く、仕事内容等を伝えながら募集しているところである。今後は、地域や学校等のボランティア活動について、計画、実施状況、反省・評価等の記録を残し、次の計画に反映させることが望ましい。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㉓・c
＜コメント＞ 「柳町保育所 地域・関係機関連絡フローチャート」を作成している。関係機関・団体の機能や連絡方法を記載した資料は守秘義務を考慮し保管場所を決めている。個々の子どもや保護者の状況に対応できるよう、各種専門機関と連携がとれるよう体制を整えている。また、『富山市虐待防止マニュアル』を職員間で共有し、関係機関との連携がとれる体制になっている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉓・c
＜コメント＞ 親子サークルを年30回実施している。アンケートを実施しニーズの把握に努め、次年度の年間計画に反映させている。また、地域の民生委員・児童委員の会議に参加し、保育所の親子サークルや一時預かり等の利用状況や親子支援について伝え、理解を求めると同時に、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。今後、保育所が持つ専門性や特性を活かした取組の実現に向けて、積極的に地域の関係団体の会議に参加したり、地域との交流事業を通して福祉ニーズの把握に努めたりすることを期待したい。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉓・c
＜コメント＞ 親子サークルのポスターを地区センターや近隣の商店街に掲示したり、一時保育事業について富山市のホームページやパンフレットに明示したりしている。年30回の親子サークルを開催し、指導員が子育ての相談について助言等を行っている。また、避難訓練時において小学校との連携についての対応等協議している。今後、地域の住民や地域団体との連携・協力に関する事項の決定・確認をしていく事が望ましい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 職場会議で『全国保育士会倫理綱領』『児童憲章』を配付し読み合わせ、子どもの最善の利益について考える機会としている。『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を年2回実施し、集計を数値化しながら、自らの保育を振り返ると同時に、子どもの人権を尊重する保育について職員間で話し合い、一人ひとりを尊重した保育を目指している。また、性差や国籍による文化の違いについても職場会議等で話し合い、職員間で共通理解をすすめている。今後も、子どもを尊重した保育について組織内で共通の理解をすすめるための取組を期待したい。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
<コメント> 『富山市個人情報保護条例』に基づき、個人情報の取り扱いや子どものプライバシー尊重への配慮について周知している。着替えや排泄、オムツ交換、身体計測等を行う際は、カーテンや衝立を利用しプライバシーに配慮している。保護者にも、年度当初にプライバシーに関する承諾書を取りながら確認している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<コメント> 玄関に「保育理念」「保育方針」「保育目標」「今年度のテーマ」等を分かりやすく掲示し、保育所運営規定や「重要事項説明書」は自由に閲覧できるようにしている。また、保育所のパンフレットを地区センターに設置したり、富山市のホームページに保育所情報を公開したりしている。利用希望者には「保育所見学の対応・手順」を作成し、事業内容やこの保育所の特色（神社の歴史などを知り神社の行事に参加する等）について伝えている。同時に、子育て支援センターや子育てサロン、子育て相談等の富山市の保育事業サービスの利用についても丁寧に伝えている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<コメント> 入所説明時に「重要事項説明書」「入所のしおり」を基に説明し、変更時にはその都度変更部分の資料を配付している。また、一人ひとりの保育の変更について、市担当課から『支給認定書』が届いた時は、手渡しし、分かりやすく口頭で説明をしている。コロナ禍の影響による行事の変更時は「保育所だより」等の書面や口頭で丁寧に説明し同意を得ている。		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 転所や就学の際は、転所先や小学校に必要な書類（同意書・生活管理指導票・児童保育要録・予防接種罹患歴調査票等）を送付している。保育の利用終了後も相談できることを、修了時に口頭で知らせている。今後、修了式の案内状に相談連絡先を明記する際には、窓口等を明記し、保育の継続性に配慮することを期待したい。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞ 日々子どもたちの表情や遊びの様子から子どもの満足度を把握し、子どものやりたいことが存分に楽しめる環境づくりに努めている。保護者会の会合に所長が参加し意見を聞いたり、保育参観の感想を書いてもらったりしながら保護者の意向の把握に努めている。また、保育所運営に関するアンケート（9月、2月）や行事に関するアンケートをとり、結果・改善点を公表し、丁寧な説明を行っている。アンケート結果について分析・検討するのは所長、副所長、3歳以上児組と3歳未満児組のリーダーが中心となっているが、全体的な意見を求める機会が望ましい。今後、子どもや保護者の満足度の上昇に向けて、調査結果を分析・検討する担当者の設置だけでなく、定期的な検討会議開催等の仕組みの整備に期待したい。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
＜コメント＞ 保育所独自で作成した「苦情対応マニュアル」の中に、苦情・要望の伝達手順が明記されている。玄関に「保育所の苦情受付システム」を掲示し、意見箱と「意見・要望等の受付書」を設置している。要望や苦情に対して、解決に向けて職員間で問題を共有し、話し合い、対応しており、その内容は保育所作成の「要望受付書」に記載されている。対応について公表の同意があった事案については、玄関掲示やお知らせを配付し伝えている。保育所だけで解決できない時は、苦情処理要綱に基づき、富山市より委託された第三者委員会に意見を求める体制が整っている。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
＜コメント＞ 意見箱と「個別相談申込書」を設置し、保護者が相談しやすいよう、場所・日時・相談相手を自由に選び記入できるようにしている。相談場所は他の保護者から見えない場所を設定する等配慮している。また、年2回保護者に「個別相談申込書」と「意見・要望等の受付書」を配付し、より保護者が相談や意見が述べやすいように配慮している。「相談記録」には、日時、報告者（職員）、申出人、相談内容、保育所の対応、保護者の対応、備考欄があり、相談内容に関する対応が理解しやすくなっている。「相談記録」の様式は『保育のガイドライン』を参考に見直しを図りながら取り組んでいる。		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<コメント> 日頃から保護者と良好な関係を作り、話しやすい雰囲気づくりに努め、保護者の話を丁寧に傾聴するよう心がけている。送迎時や連絡帳から得た相談や意見について、リーダーから所長に報告される体制になっている。意見や要望に対して、ミーティングで全職員に伝え、クラス単位で改善点を話し合い、職場会議で検討している。結果は保護者に伝えている。「意見・要望対応マニュアル」は保育所で作成し、定期的に見直ししながら、年度末に改善点を検討している。年度初めに新体制のもと話し合い全職員に周知している。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<コメント> 富山市の『富山市危機管理対応要領』に基づき、所長が責任者、副所長がリスクマネージャーとなり、危機予防対策を行っている。また、あらゆる保育の場面における「事故発生時の対応マニュアル」を保育所独自で作成し全職員に周知している。マニュアルは職員が見やすい場所に保管し、緊急時に即対応できるようにしている。危機管理研修の報告は全職員に伝えている。定期的に危険箇所を把握するために、職員、子ども、保護者の意見（「保育所の危険箇所等について」として保護者にアンケートを出している）等を聞き、ヒヤリハットマップを活用し、改善策や対応を明記し公表している。今後は、保護者がヒヤリハットマップを見て理解しやすいように危険箇所・改善策・対応・保護者の意見を色分けする等明記方法の工夫が望まれる。保護者の意見を明記することで、職員間の情報共有だけでなく保護者との情報共有も図ることに期待したい。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 『保育所における感染症ガイドライン』『保健のしおり』等を確認し、予防策や発生時の対応がしっかりできるよう職員に周知すると同時に、厚生労働省からの通知も回覧している。サーベイランス情報、保健日誌を毎日回覧し、感染予防や安全確保について話し合い、職場会議等で周知文の確認を行っている。保護者には、保育所で発生している感染症や感染情報について玄関で掲示し情報提供に努めている。「健康管理に関するマニュアル」を独自に作成し、所長管理の下、副所長、保健衛生担当や看護師が中心となり安全確保のための体制を整えている。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<コメント> 災害時における避難体制についてマニュアルを保育所独自で作成し、職員間で周知している。災害時の避難計画に基づき、対応体制が策定されている。災害を想定し、適切な対応が出来るよう、準備物の確保や訓練を実施している。災害時に備えた非常食、水は定期的に入れ替えている。備蓄食料品にあたってはアレルギー児の対応がなされている。水害訓練では小学		

校に避難することになっているが、実際に移動してみると川の増水量が多く非難経路の変更の必要性が見えてきた。また「引き渡し票」を作成して行った子ども引き渡し訓練では、駐車場の問題等課題が明らかになった。今後は、災害の程度による避難経路の再確認を行う等、各種災害時における課題を明確にし、対応策や体制の見直しを図ることを期待したい。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ b ・c
<コメント> 『富山市保育所保育のガイドライン』を指針として保育実践に活用している。「全体的な計画」に基づき、年齢別・異年齢・個別の指導計画について『保育所保育指針』に沿って立案している。標準的な実施方法（マニュアル）については保育所独自で作成している。内容についてクラスミーティングで子どもの興味や関心、発達等内容を話し合いながら検討し、職場会議で全職員に周知している。個別の指導が必要な場合は、保護者の意向を聞いたり専門機関の指導を受けたりしながら、支援の方針を具体的にたてている。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<コメント> 毎月、クラスミーティングで振り返りを行い、月の反省を踏まえて翌月の計画を立案している。また、職場会議やクラスミーティングで指導計画や行事計画について、立案者以外の職員の意見を聞いたり、保護者アンケートでの意向を反映したりする体制を整えている。今後、標準的な実施方法全般について、プライバシー保護に関する配慮事項を追記すると同時に、子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行っていく事を期待したい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ b ・c
<コメント> 「全体的な計画」に基づき、年齢別、異年齢、個別の指導計画を『保育所保育指針』に沿って、個別懇談会、連絡帳、利用者アンケート等を通して保護者の意向を聞きとりながら作成している。職場会議等を通して、全職員の意見を聞き子どもの姿を捉えるとともに、クラスミーティングには調理員や看護師も参加し、必要に応じて市担当課の保育士や栄養士、看護師とも連絡を取り合っている。保育実践後、振り返り、評価を行い、翌月の指導計画作成に生かしている。支援困難ケースへの対応は、保護者と面談を行い（必要に応じて随時）、専門機関と連携しながら、適切な保育の提供に努めている。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<コメント>		

年間計画は年度末に、年齢別・異年齢児指導計画は毎月月末に、交通安全指導や災害対応訓練等行事は実施後に、個別支援計画は生年月日に基づき決められた月に評価反省を行い記録するとともに、次の計画に生かしている。指導計画変更時には、担任から所長に伝え、他の職員には職場会議や書面で周知している。年齢別や個別の支援計画について、変更点や課題が分かるように達成内容は赤字、課題は青字表記と工夫している。今後は、反省から出た課題を翌月のねらいや子どもの姿に具体的に明記していくことが望ましい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・㉓・c
<コメント> 個別の経過記録は、入所時から現在の保育・発達・健康面等について、経過が分かるように記載し、必要な情報は職場会議やミーティング、ケース会議で全職員と共有している。記録については、富山市より配付された『発達・経過記録のポイント』を用いて、副所長が記録内容や記録の仕方等を指導している。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉓・c
<コメント> 『富山市個人情報保護条例及び富山市情報セキュリティポリシー』に基づき子どもの記録管理、電子データ等の取り扱いに十分注意している。個人情報記録は、鍵のかかる棚に保管し、閲覧や記録の際は「持ち出し表」に記入し、所長等が確認して事務室内で記載している。また、保育所で知り得た情報は口外しないよう、機会を捉えて定期的に全職員に伝えている。保護者には「重要事項説明書」に個人情報の保護について記載し、入所時に説明している。写真や掲示、メディア取材等については「承諾書」を記載してもらい、保護者の意思確認をしている。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 「全体的な計画」は、年度初めに保育所の理念から保育方針や目標について、職員間での話し合いや保護者アンケートの意見を基に、目標を達成するためのねらいや内容について考え、昨年度の評価反省を踏まえ全職員で話し合い作成している。「全体的な計画」は、定期的に職員間で計画に沿ってできたか、また、無理はなかったかなど振り返りと評価をし、改善を図り次の作成に生かしていく取組が望まれる。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 各保育室には適正な温湿度が設置され、エアコン・空気清浄機を使用しながら換気・室温・湿度を調整し、適切な環境が保たれるよう定期的なチェックを行い、チェック表に記入している。トイレは衛生管理チェック表による確認、手洗い場所にはペーパータオルを設置する等、衛生安全面に配慮している。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 子ども一人ひとりの特性や家庭環境を把握し、職場会議やクラスミーティングなどを通して職員間で共通理解を図り、子どもの姿や言葉、表情から気持ちを汲み取り、受け止めながら関わっている。『人権擁護のためのセルフチェックシート』『保育のちえっくりすと』等を活用し、自分の保育を振り返り、課題があれば話し合い保育の改善に努めている。一人ひとりの子どもの発達過程や家庭環境を把握し、職員間で共有しながら関わっていく姿勢を今後も継続していくことに期待したい。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 生活習慣が身につくスムーズに活動できるように、子どもの動線に配慮した環境設定を工夫している。トイレや保育室に子どもが理解しやすいイラストや手順書（所持品の始末・手洗い方法等）を子どもの目線に合わせた場所に掲示している。子どもが自分でやってみようという気持ちを大切に、達成感や自信につながる関わりを心掛けている。生活習慣については、一人ひとりの子どもの発達に応じた適切な時期に、自分でやろうとする気持ちが育まれるような関わりや環境について、より工夫した取組を期待したい。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・ ⑥ ・c

<コメント> 子どもの気持ちを読み取り、主体的に遊べる環境や保育士の援助について、自園研修で取り組み実施している。毎日、園庭での戸外遊びや散歩、遊戯室で身体を動かして遊ぶことができるよう時間を確保している。また、園庭で草花を摘んだり虫を捕まえたりして自然物に触れながら主体的に遊べる環境作りをしている。園庭は、神社・公園（児童公園）が隣接し、敷地を共有しながら使用しており、園児や保護者だけでなく、いろいろな人の出入りがある。保育所独自の「園庭の安全管理ポイントマニュアル」の作成、また、不審者訓練（年5回）は、交番に依頼して訓練を行い、職員の防犯意識を高め、子どもたちが安心して遊べるよう安全に配慮している。年間を通しての老人福祉施設との手紙のやりとりや、地域交流の一環として、近くにある神社やお寺の祭事に参加し、日本古来の伝統を知ることが大切に行っている。また、子どもが興味を持っているお祭りから、再現遊びができるように遊びの教材や見本を準備し、楽しめるように工夫している。異年齢児クラスのため、保育士間の連携を大切にしながら、主体的に活動できる環境づくりを期待したい。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 0歳児は1歳児と同室で過ごしている。活動を分けたり、時間差をつけたりして0歳児がゆったりと過ごすことができるように工夫し、子どもの表情や体の動き等から思いを汲み取り、応答的な関わりや保育士との愛着関係の構築に努めている。子どもの発達や遊びへの興味に合った手作り遊具の工夫など、職員間で話し合い共通認識のもと、環境整備をしている。保育士との応答的な関わりや探索活動等、主体的に活動できる遊びの場所づくりを工夫していくことに期待したい。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 2歳児は単独の保育室で過ごしている。子どもたちの発達に応じたじっくり遊べる環境作りや、一人ひとりの子どもの姿についてクラスミーティングで話し合い、保育士の関わりについて共通理解をしている。子どもの興味、関心に合わせて遊べる環境や、ごっこ遊び、指先を使う遊具、感触遊びを用意する等して保育士の関わり方や環境の工夫をしている。子どもの自分でしたい、やってみようという気持ちを大切に見守り、できないところはさりげなく援助し、満足感を味わうことができるよう関わっている。遊びを通して友だちとの関わり方や言葉のやり取りを楽しめるような環境づくりや、保育士との応答的な関わりや探索活動等、主体的に活動できる遊びの場所づくりを工夫していくことに期待したい。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 異年齢（3・4・5歳児）3クラス編成となっている。年齢別・異年齢活動の指導計画を立		

案し、月末に行う３歳以上児ミーティングで各年齢、異年齢の指導計画を話し合い、共通理解の基で保育を進めている。玄関に子どもの様子や活動内容、製作物を掲示し保護者に伝える工夫をしている。また、活動内容の写真に保育のねらいやコメントを加え、お知らせ配信し、子どもの育ちを発信している。異年齢の子どもと一緒に生活する中で、一人ひとりの子どもが十分自己発揮し、安定して過ごせるような環境づくりを工夫していくことに期待したい。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
＜コメント＞ 個別配慮児は、それぞれの専門機関等と連携を図り、相談したり助言を受けたりしている。個別支援計画を作成し、保護者の意向や発達状況を記録している。保育士間で配慮すべきことを職場会議で共通理解し保育につなげている。周りの子どもにも障害に対する配慮事項を知らせ、子ども同士の関わりや言葉かけができるような関係づくりをしている。保護者とは会話や連絡帳でのやり取りを通し連携を図り、日々の姿や行事の取組方について相談しながらすすめている。個別配慮児が他の子どもと一緒に生活していく中で、十分自己発揮し安定して共に生活できるよう援助している。必要な知識や情報を得るための研修等、全職員で取組み、助言、指導を受けたことを保育に活かせるよう、専門機関との連携を深めていくことを期待したい。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
＜コメント＞ 長時間保育については、年齢や人数に応じて保育室を分け、時間差をつけ入室する配慮をしている。降所までの時間、様々な年齢の子どもが同じ空間で過ごすため、年齢や興味に応じた遊具、絵本、紙芝居等の設定、また、自由に水分補給ができるようにし、家庭的な雰囲気の中で落ち着いて過ごせるように配慮している。登降所チェック表や口頭で速やかに申し送りを行い、保護者への伝達漏れがないようにしている。また、子どもの状況はミーティングノートや保健日誌に記載し、全職員で周知している。		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
＜コメント＞ 「全体的な計画」の中に小学校との連携内容が記載されている。８月に小学校教諭が子どもの様子を見に来所し、意見交換をして情報共有を図っている。１月には５歳児保育参観後、就学に向けての話し合いを行い、小学校以降の生活について見通しがもてるようにしている。『幼児期に育ってほしい１０の姿』を参照し、子どもの育ちについて要録に記載し、一人ひとりの子どもの育ちにつなげていけるようにしている。子どもや保護者の不安やニーズを汲み取り、スムーズに移行できるよう小学校との連携をより深めていくことを期待したい。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
＜コメント＞		

『富山市保健計画』に基づき保健計画を作成し、各年齢の指導計画にも記している。看護師が中心となり、子どもの怪我や体調などは保健日誌に記載、回覧し全職員で周知している。家庭で体調が気になるという連絡を受けた場合は、職員全体に周知し、必ず日中の体調について詳細に観察・対応し、保護者に知らせている。SIDS（乳幼児突然死症候群）について、情報提供と共に保育所での取組も保護者に啓蒙している。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<コメント> 健康診断、歯科健診の結果は、連絡帳に別紙を添付してその日のうちに保護者に知らせている。治療が必要な場合は「歯・口の健康診断結果と受診のお勧め」の書類を渡し、早めの受診を勧め、受診終了後は書類を提出してもらい治療の有無を確認している。健診を機に歯磨き指導や感染症予防等について絵本や紙芝居等の視覚教材を用いて話し、健康について子どもが興味関心をもてるようにしている。今後、歯磨き指導や体のしくみ、食生活を含めた心身の健康等について保護者や子どもに関心をもてるように働きかけていくことが望ましい。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<コメント> 保護者から『生活管理指導票』を提出してもらい、変更がある場合は、保護者と変更点等を確認し全職員に周知している。アレルギー対応食については、毎朝のミーティングで職員に周知し、誤食防止のため、4段階チェック体制（調理員・担任・配膳担当保育士・食事担当保育士）で確認し合う体制を整え安全に提供できるようにしている。食器やトレイは色で分けて区別し、食事に関する全ての物は専用の物を準備して使っている。保護者には毎月献立表を渡し、代替え食を知らせている。アレルギー対応研修に参加した職員は研修内容の報告書を回覧し、全職員で情報共有している。		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<コメント> 富山市の給食指導計画に基づき、食育計画をたて、調理員と連携をとりながら食育に取り組んでいる。栄養と体の関係に興味・関心を深めるため、年長児の当番が調理員と一緒に献立食材（マグネット式）の食品を選んで食品群の色分けをし、栄養の三色ボードを活用しながら取り組んでいる。また、年長児は畑づくりを通して、自分たちで育てた野菜の成長に興味・関心を深められるようにするとともに、収穫した作物を使った活動に工夫している。苗から育てた野菜の収穫、そしてそれを利用した食事、作物栽培など長期にわたる保育過程を経ていることが子どもの感性・満足感・食育に大きな効果を与えている。		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<コメント> 家庭との連携を密にし、調理員と情報交換しながら子どもの体調や発達に合わせた食事の提		

供をしている。『衛生管理マニュアル』に基づいて衛生管理を行い、安全な食事提供に努めている。原則毎月食育の日（１９日）には調理員と連携を図りながら食育の取組を行っている。１９日には調理員が３歳以上児クラスを回り、今年度のテーマである『富山のおいしい食べ物』について興味関心がもてるよう視覚教材を用いながら話をしている。今後も子どもがおいしく安心して食べる食事の提供や工夫、また、衛生管理への配慮など、より意識向上を図られるよう期待したい。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・㊦・c
＜コメント＞ 保護者との日常的な情報交換は、送迎時の対話や連絡帳で行っている。玄関掲示、クラスだよりで活動のねらいや内容を配信したり、子どもの様子を写真で掲示したりしながら可視化に努めている。また、保育参観等を通し、保護者に子どもの様子や成長を伝えている。重要事項の内容に変更がある時は、その都度、コドモン（富山市立保育所共通保護者向けアプリ）で伝えたり、変更部分の資料を配付したりしている。今後、保護者の理解を得られる取組として、機会をとらえて、口頭で、変更内容・変更理由等、具体的に丁寧に説明しながら理解を促し、保護者との連携が深まっていくことに期待したい。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・㊦・c
＜コメント＞ 明るく、温かい雰囲気の中で保護者とのコミュニケーションを図り、些細なことでも話し易い保護者との関係が築けるように努めている。玄関に「個別相談申し込み書」が設置され、保護者が相談相手、場所、希望日時等を選べるようにし、随時対応している。相談内容は、児童票に記録し、継続した支援ができるようにしている。内容によっては個人情報に留意しながら、職員で共通理解している。		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・㊦・c
＜コメント＞ 『富山市児童虐待防止マニュアル』に基づき、対応している。虐待の疑いのある子どもの早期発見・早期対応に努め、毎日の視診を丁寧に行い、心身の状態や変化についても留意している。保護者から連絡を受けていない傷や痣があった場合は職員間で確認をとっている。市担当課主催の人権擁護研修などに参加し、職員に報告し共通理解を図っている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<コメント> 毎月、3歳未満児・3歳以上児会議で保育内容を振り返り、評価・反省し、課題について次月の保育計画に生かしている。さらに『保育のチェックリスト』や『人権擁護セルフチェックシート』を活用し、日々の保育の評価や振り返りに努め、自分自身の保育を見直し、専門性の向上に努めている。今後も保育士自身が主体的に自らの実践を振り返り、自身の専門性や保育実践の改善を図っていくことに期待したい。		